

東京都立水元特別支援学校管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立水元特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。

- 1 分掌部
教務部、総務部、生活指導部、研究研修部、保健給食部、支援部、図書・情報部、を置く。
- 2 学部
小学部、中学部を置く。
- 3 教科等
小学部には、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育、道徳、特別活動、自立活動、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、社会性の学習、クラブ活動を置く。

中学部には、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語（英語）、その他特に必要な教科、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、社会性の学習を置く。

4 企画調整会議

4-2 学校経営会議

5 職員連絡会

6 委員会

防災教育推進委員会、学校保健委員会、学校開放事業運営委員会、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会、危機管理委員会、学校安全委員会、学校いじめ対策委員会、ホームページ管理運営委員会、学校給食運営委員会、食物アレルギー対応委員会、省エネ委員会、安全衛生委員会、医療的ケア安全委員会、改築準備委員会、教育課程検討委員会を置く。なお、いじめ対策における学校サポートチームは生活指導部内に設置する。

7 学校運営連絡協議会

8 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会の運営、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、教務主任、生活指導主任、中学部主任、小学部主任、支援部主任、研究研修部主任及び保健給食部主任、とする。校長が必要とする場合は、各分掌部主任等に出席を求め、意見を聞くことができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第10-2 学校経営会議

1 目的

学校経営会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校経営に関する事項及びその他校長が必要と認める事項について、諸課題を整理し、円滑な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、主幹教諭及び学部主任とする。なお、校長が必要とする場合は、各分掌部主任や経営企画室長及び経営企画室職員に出席を求め、意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は原則として月1回開催する。校長は必要に応じて臨時会を招集することができる。

4 招集

- 校長が招集し、その運営を管理する。
- 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第1 1 職員連絡会

1 目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、連絡会の要旨を記録して取りまとめ、連絡会終了後、直ちに記録内容を校長に提出し、連絡会の要旨が正確に記録されているかの確認を受けなければならない。

8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し主幹教諭・副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第1 2 分掌組織図

分掌組織図は、別図のとおりとする。校務分掌は別表1及び2のとおりとする。

第1 3 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第1 4 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第1 5 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第1 6 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。